

# 埼玉県住宅ソーシャルワーカー事業実施要綱

## 1 事業目的

安定した居宅のない被保護者等に対して、年齢、障害の程度、生活能力等をふまえ、民間アパートなどに入居させ、安定した地域生活を送れるよう支援する。

## 2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

## 3 事業内容

### (1) 支援対象者

ア 安定した居宅のない保護申請者（県福祉事務所が実施責任を負う保護申請者とする。）

イ 無料低額宿泊所に入所している被保護者（県福祉事務所が実施責任を負う被保護者とする。）

ウ その他県福祉事務所が支援を必要と認める者

### (2) 住宅ソーシャルワーカー

社会福祉士又は精神保健福祉士、社会保険労務士等であって、アパート入居支援などの実務経験を有する者を配置する。

### (3) 住宅ソーシャルワーカーの支援内容

ア 一般アパート、グループホームなど居宅の確保等の支援に関する事。

イ 無料低額宿泊所（群）の入所者に対する日常生活・社会生活自立支援に関する事。

ウ 無料低額宿泊所（群）の入所者に対する就労などの自立支援に関する事。

エ 一時宿泊施設の設置・運営に関する事。

オ 居宅における日常生活自立支援に関する事。

カ デイケア・福祉的就労など地域生活における自立支援に関する事。

キ 自立支援に必要となる関係機関との連携・調整に関する事。

ク 他法他施策活用の支援に関する事。

ケ その他自立支援に関する事。

### (4) 支援方法

住宅ソーシャルワーカーによる定期的な家庭訪問または面接により、民間アパートや養護老人ホーム、グループホーム等への入居・入所支援を行い、入居・入所後も安定した地域生活を送るため継続的な支援を行う。

また、就労可能な支援対象者については、居宅移行後速やかに就労支援や職業訓練支援につなげ、継続的に支援する。

#### 4 県福祉事務所の役割及び住宅ソーシャルワーカーとの連携

##### (1) 支援対象者に対する説明及び同意書の徴取

県福祉事務所は、支援対象者に対して、本事業の説明を行うとともに、住宅ソーシャルワーカーに対する個人情報の提供等に係る同意書の提出を求める。

##### (2) 県福祉事務所から住宅ソーシャルワーカーへの情報提供

県福祉事務所は、同意書を得られた支援対象者に関する情報を住宅ソーシャルワーカーに提供する。

##### (3) 県福祉事務所職員の同行訪問

住宅ソーシャルワーカーが初回訪問する際には、原則として県福祉事務所職員が同行する。

##### (4) 住宅ソーシャルワーカーから県福祉事務所への支援状況に関する報告

住宅ソーシャルワーカーは、県福祉事務所に支援対象者の支援に関する情報を定期的に報告する。

#### 5 生活保護廃止後の支援

支援が終了していない支援対象者が生活保護廃止となった場合、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業が利用できるよう、自立相談支援機関と連携し、当該支援対象者に対し必要な情報提供等を行う。

##### 附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

##### 附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。